

江別市立野幌若葉小学校いじめ防止基本方針

1. 基本理念

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関する基本理念や行政の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。

江別市では、いじめ防止対策推進法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめ防止基本方針」を参酌し、江別市立小中学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年10月に「江別市いじめ防止基本方針」を策定（平成30年2月改定）した。令和5年3月、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を鑑み、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むために「北海道いじめ防止基本方針」の一部が改定されたことを踏まえ、「江別市いじめ防止基本方針」の一部が令和5年11月に改定された。

そこで、野幌若葉小学校においてもいじめ防止対策推進法第13条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を点検・見直しを行い令和5年12月に改定した。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。子どもは、豊かな人間性や思いやりの心が満ちあふれる中で育てていかななくてはならない。本校においても、この基本方針のもと、全ての子どもが笑顔あふれる希望に満ちた学校生活を送るために、いじめに対して未然に防止し早期に発見し適切に対処していく学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法第3条）

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- （1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- （2）いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (3) いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- (4) いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮したうえで、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

3. いじめ対策のための校内組織の設置

全教職員で情報を共有する等「チーム学校」として、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、複数の教職員及び心理や福祉の専門家等により構成されるいじめの防止等の対策のための「学校いじめ対策組織」を置く。本校では、主管を生活部校内生活係とする「学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）※以下「学校いじめ対策組織」＝「いじめ対策委員会」と記載」を設置する。（なお、不登校児童への対策、対応については、新たに不登校対策委員会を設置する）

構成は、校長、教頭、教務部代表、生活部校内生活係担当教諭、該当学年主任、該当学級担任、養護教諭、心の教室相談員、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）とし、必要に応じて会議を実施する。（なお、ＳＳＷについては、必要に応じて出席を依頼する）

「いじめ対策委員会」は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【「いじめ対策委員会」のいじめに対する主な役割】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・「いじめ対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

4. いじめ未然防止のための取組

- （１）いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- （２）未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の３観点に着目した「いじめ未然防止プログラム」の取組を進める。
- （３）児童に対して、「いじめ対策委員会」への報告をはじめとする、「学校としていじめを止めさせるための行動をとる重要性」を理解させるよう努める。
- （４）集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- （５）共感的な人間関係と援助希求的態度の育成を基盤にした生徒指導に取り組む。
- （６）教職員においても、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- （７）特に配慮が必要な下記児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童
 - ・支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- （８）未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。
- （９）学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

【主な取組】

- ・ふれあい集会（後期の1回、児童会生活委員会が企画・運営）
- ・ハローあいさつ集会やスマイル集会（休み時間を活用し、児童会各委員会による異学年交流）
- ・平和集会（7月 全校道徳）
- ・道徳科において、「親切、思いやり」「感謝」「友情、信頼」の内容項目に重点をおいた指導
- ・人権に関する出前授業（人権擁護委員による人権教室等）
- ・3年生以上による福祉学習の充実（総合的な学習の時間で、年間2時間以上）
- ・性教育の充実～生命の安全教育との関連（性教育年間指導計画に基づく授業実践）
- ・ネットいじめ防止のための情報モラル教室
- ・学級経営、学年経営の柱に「支持的風土の醸成」を位置づけ、全体交流にて定期的に確認

5. 早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- (2) 「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (3) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 児童の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行う。
- (5) 児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。
- (6) 早期発見のための具体策として、北海道教育委員会や市等が実施するアンケート、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (7) アンケート実施後は、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

【主な取組】

- ・いじめアンケートの実施（年3回）※そのうち1回は市教委独自のいじめアンケート
- ・児童ふりかえりアンケートの実施（前、後期の年2回、先生に伝えたいことを記述）
- ・各種アンケートの後の児童を対象とした教育相談の設定
- ・保護者を対象とした個人懇談の設定
- ・生徒指導実態交流～職員集会（毎週水曜日）や職員会議（月1回）にて
- ・SOSの出し方に関する教育の推進（短学活・特別活動「よりよい人間関係の形成」等）
- ・職員の校内研修の実施（複数回）

6. いじめへの対処

- (1) 学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐ。
- (2) 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- (3) 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童の身の安全を最優先に考え守り通す。
- (4) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (5) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (6) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (7) いじめられている児童の心の傷を癒すために、心の教室相談員や養護教諭、S S W（スクールソーシャルワーカー）と連携を取りながら指導を行っていく。
- (8) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。

7. いじめへの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察することが必要である。

8. 学校間の連携

いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、児童の個人情報の取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

9. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4 Rules（ルール）」の浸透を図るなど、児童及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。
- (2) ネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。

【主な取組】

- ・担当者によるネットパトロールの実施（月1回）
- ・外部講師を活用した情報モラル教室の実施（保護者へも案内）

10. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法第28条)

- ・ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・ ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。
- ・ 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 学校による調査

①重大事態の報告

- ・ 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会から市長に事態発生について報告する。

②調査主体

- ・ 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会から、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。
- ・ 教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。
- ・ 学校が調査主体となる場合は、教育委員会から必要な指導や支援をいただく。

③調査を行う組織

- ・ 学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。
- ・ 教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。なお、教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合の対応〉

- ・ いじめを受けた児童の話をしていねいに聴き取るとともに、在籍児童や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。
- ・ この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。
- ・ また、いじめを受けた児童にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが困難な場合の対応〉

- ・ いじめを受けた児童の何らかの事情により、児童からの聴き取りが困難な場合は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

⑤心のケア、情報発信

- ・ 学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑦市長への報告

- ・ 学校は調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

⑧教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示の下、資料提供など、調査に協力する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

- ・ 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設置し、再調査を行う。
- ・ 調査組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。
- ・ 再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体はいじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・ 市長は、小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

11. 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめ対策のための校内組織「いじめ対策委員会」の設置、いじめ未然防止のための取組、早期発見のための「各種アンケート」等の取組、いじめへの対処等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告



重大事態の発生

- ①「生命、心身又は財産に雄大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - ②「相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）



教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する



学校が調査主体の場合

○ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ・「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。



○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。



○ いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、そのを調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。



○ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



○ 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力

野幌若葉小学校いじめ未然防止プログラム

①居場所づくり

すべての児童生徒が安心して、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場をつくること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、児童生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感・自尊感情を高めることを目指す取組

主体は教職員

②絆づくり

日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、他者とのかわり、他者の役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、活躍できる機会をつくることで、児童生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組

主体は児童生徒

③環境づくり

すべての児童生徒が安心して落ち着いて主体的に学習や生活を送ることができる学習環境、教室・学校環境を整備することで、児童生徒の自己実現を図る自己指導能力の育成、児童生徒が学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を目指す取組

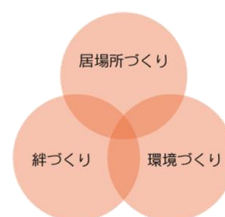
主体は教職員、児童生徒

ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム

イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム

ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム

エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム



年間指導計画

※【居】・【絆】・【環】は、【居場所づくり】・【絆づくり】・【環境づくり】の各観点 取組の結果や児童の状況に応じて、計画を見直し必要な取組を行う。

月	学校行事	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	教育相談等	いじめ対策委員会 各種会議・研修 学校評価 各種アンケート等
4	始業式 入学式 全校参観・懇談日 PTA総会 児童会認証式 1年生を迎える会 家庭訪問	《通年》 ・総合的な学習の時間「年間指導計画に基づいた福祉・情報の学習」(3～6年)【居・絆・環】 ・学級活動等での話し合いのルール(話型等)の確認(学活・国語科等)【環】 ・学年集会(全学年学活) ・学級開き(全学年学活)【居・絆・環】 ・野幌中学校区学習・生活スタンダード(学習規律)の確認・徹底(学活等)【居・絆・環】 ・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】	《通年》 ・悩み相談バスの設置(相談室前)【居・環】 ・あいさつ運動【絆】 ・1年生とふれあおう～登校後の準備補助等(6年)【居・絆】 ・1年生を迎える会(全学年)【居・絆】	《通年》 ・見守り活動～登下校を中心に(PTA・自治会見守り隊等との連携)【環】 ・交通安全教室(各学年)【環】	《通年》 ・ネットパトロール(月1回) ・情報モラル教育タブレット端末の使用について「えべつスマート4 Rules(ルール)」(全学年)【絆・環】	《通年》 ・相談しやすい体制づくり～援助希求的態度の育成 ・心の教室相談員による教育相談(週2回来校) ・特別支援教育コーディネーターとの教育相談 ・参観・懇談日 ・家庭訪問(保護者との懇談)	《通年》 ・児童生活実態交流(毎週水曜日職員集会・定例職員会議) ・「生徒指導提要」「いじめ対応ガイドブック・支援ツール～コンパス」「COOLOプラン」「江別市不登校児童生徒に対する支援の手引き」職員研修 ・いじめ対策委員会の開催(定期的・緊急時) ・いじめ対策委員会(前学年から引き継がれた内容等確認・学年集会・学級開きでの内容等) ・懇談・PTA総会で「学校いじめ防止方針」の説明 ・学校評価委員会①
5	PTA運営委員会① 学校運営委員会① 参観・懇談日(5・6年)	・道徳科「いじめをゆるさない心」自分とちがう意見も・分けへだてせずに・コラム「友だちとのかわりについて考えよう」(3年)【居・絆】	・クリーン作戦【環】 ・うれしいことポスト【居・絆】	・春の環境整備作業への参加【環】 ・土曜開放(体育館)【居・環】	・人権教室(各学年)(江別市人権擁護委員による)【絆】	・参観・懇談日(5・6年)	・学年経営案交流① ・いじめ対策委員会(家庭訪問終了等) ・学校運営委員会「学校いじめ防止方針」の説明
6	運動会 参観・懇談日(1～4年・なかよし) 学校一斉公開日① 宿泊学習(5年) 平和集会	・道徳科「いじめをゆるさない心」正しいと思うことを・一人一人の考えを大切に・コラム「いじめを見つけたら」(4年)【居・絆】 ・理解し合うために・たがいに高め合いながら・コラム「おたがいを大切にしよう」(5年)【居・絆】 ・だれにでも公正公平な心で・広い心で・コラム「隣の人として寄りそう」(6年)【居・絆】 ・道徳科「平和集会」(全学年)【絆】 ・性教育～「生命の安全教育」との関連「男らしく、女らしくって?」(3年学活) 「マンガ雑誌と私たち」(4年学活) 「いろいろな家族、助け合う家族」(5年家庭科) 「命の尊さ」(6年学活)【居・絆】	・平和集会(書記局が中心)折り鶴づくり【絆】 ・ハローあいさつ集会(休み時間)(興学年交流)【居・絆】	・土曜広場【居・環】 ・土曜開放(体育館)【居・環】 ・ふれあいコンサート(全学年)(野幌中吹奏楽部との連携)【絆・環】 ・協働を知ってもらおう早朝ミニ講座(4年)(えべつ協働なっとわくとの連携)【絆】	・非行防止教室(6年)【絆・環】	・参観・懇談日(1～4年・なかよし) ・いじめアンケートによる教育相談	・いじめアンケート① ・いじめ対策委員会(いじめアンケートの状況等) ・全国・学力学習状況調査質問紙等分析 ・学校評価委員会② ・学校改善プラン①作成・共通理解 ・学校一斉公開日①(地域・保護者との対話)

月	学校行事	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会等との児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	教育相談等	いじめ対策委員会各種研修・評価各種アンケート等
7	修学旅行(6年) 夏休み前全校朝会 夏季休業	・夏季休業中の過ごし方(全学年学活)【居・絆・環】 ・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】 ・性教育～「生命の安全教育」との関連「みんななかよく」(1年学活)「知らない人にさそわれたとき」(2年学活)【居・絆】		・土曜広場【居・環】 ・土曜開放(体育館)【居・環】	・「子ども110番の家」出前授業(1年)(北翔大学との連携)【環】 ・情報モラル教室(各学年)【絆】 ・「えべつスマート4Rules(ルール)」再確認(各学年)【絆】		・中間評価 ・学習規律と共通事項のセルフチェック ・学年経営振り返り ・いじめ対策委員会(前期前半振り返り等)
8	夏休み明け 全校朝会	・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】	・野幌中学校区合同あいさつ運動【絆】 ・縦割り清掃(予定)【居・絆・環】	・自治会・育成会夏祭りへの参加【居・環】 ・土曜広場【居・環】 ・土曜開放(体育館)【居・環】			・中間評議会会議 ・いじめ対策委員会(中間評価を受けて前期後半からの共通理解等)
9	防災学校 地域公開日 社会見学(各学年) 学校運営委員会②	・児童振り返りアンケート(全学年学活)【居・絆・環】 ・道徳科「いじめをゆるさない心」やさしいきもちで・すきかきらいでなく・コラム「こんなこと、してない？」(1年)【居・絆】 ・過ごしやすいクラスに・よくないと思うことは・コラム「いやな気持ちかもしれないよ」(2年)【居・絆】 ・性教育～「生命の安全教育」との関連「男の子の体、女の子の体」(4年学活・保健)【居・絆】		・防災学校(全学年)(地域参加、警察、自衛隊、消防署等との連携)【居・環】 ・スクールカウンセラー授業(5年)【居・環】 ・土曜広場【居・環】	・喫煙防止教室(6年)【環】		・児童振り返りアンケート ・学校改善プラン②作成・共通理解 ・学校運営委員会② ・防災学校(地域自治会や各関係機関との連携) ・いじめ対策委員会(児童振り返りアンケート等)
10	前期終業式 秋季休業 後期始業式 学校一斉公開日② 4校合同 学校運営委員会	・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】	・クリーン作戦【環】	・秋の環境整備作業への参加【環】 ・土曜広場【居・環】 ・自治会文化祭への参加【居・環】		・いじめアンケートによる教育相談	・いじめアンケート② ・いじめ対策委員会(いじめアンケートの状況と前期後半振り返り・後期前半に向けて等) ・学校評価委員会③ ・学年経営案交流②
11	学習発表会 個人懇談	・性教育～「生命の安全教育」との関連「きれいな体」(1年学活)「こんなときはどうする？」(3年保健)【居・絆】	・いいことポスト【居・絆】	・スクールカウンセラー授業(6年)【居・環】 ・土曜開放(体育館)【居・環】 ・土曜広場のつどいへの参加【居・環】	・薬物乱用防止教室(6年)【環】	・保護者との個人懇談	・保護者アンケート ・いじめ対策委員会(保護者アンケートの状況等) ・学校評価委員会④
12	ふれあい集会 冬休み前全校朝会 見守り隊の皆様への感謝の会 冬季休業	・性教育～「生命の安全教育」との関連「大きくなる体」(2年学活)「男女の役割」(5年学活)「大人に近づく体」(5年学活)「薬物乱用と健康」(6年保健)【居・絆】 ・冬季休業中の過ごし方(全学年学活)【居・絆・環】 ・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】	・いいことポスト【居・絆】 ・ふれあい集会(異学年交流)【居・絆】 ・野幌中学校区児童会生徒会交流(予定)【居・絆・環】 ・見守り隊の皆様への感謝の会【絆・環】	・社会福祉施設訪問・高齢者疑似体験(5年)【居・環】 ・えがおのひみつたんけんたい(2年)(校区にあるお店の方と交流)【居・環】 ・土曜開放(体育館)【居・環】	・いのちの学習(市立病院との連携(5年)【絆】 ・「えべつスマート4Rules(ルール)」再確認(各学年)【絆】		・年度末評価 ・学校教育目標具現化のための具体的目標振り返り ・学年経営振り返り ・学校評価委員会⑤ ・いじめ対策委員会(年度末評価を受けて後期後半に向けての共通理解等)
1	冬休み明け 全校朝会	・性教育～「生命の安全教育」との関連「わたしたちのたんじょう」(1年学活)【居・絆】 ・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】	・いいことポスト【居・絆】 ・スマイル集会(異学年交流)(休み時間)【居・絆】	・土曜開放(体育館)【居・環】			・新年度計画 ・いじめ対策委員会(冬季休業後の様子等)
2	学校運営委員会③ PTA運営委員会② 参観・懇談日	・児童振り返りアンケート(全学年学活)【居・絆・環】 ・性教育～「生命の安全教育」との関連「たいせつな命」(2年学活)「男女の協力」(4・6年学活)【居・絆】	・いいことポスト【居・絆】 ・感謝を伝えよう【居・絆・環】	・土曜開放(体育館)【居・環】		・いじめアンケートによる教育相談 ・参観・懇談日	・いじめアンケート(市独自) ・児童振り返りアンケート ・学校評価委員会⑥ ・学校運営委員会③ ・いじめ対策委員会(いじめアンケート・児童振り返りアンケートの状況等) ・学校関係者評価
3	6年生を送る会 卒業式 修了式	・性教育～「生命の安全教育」との関連「けんこうというたからもの」(3年学活)【居・絆】 ・年度末年度始休業中の過ごし方(全学年学活)【居・絆・環】 ・SOSの出し方に関する教育(全学年短学活・学活・道徳等)【居・絆・環】	・いいことポスト【居・絆】 ・6年生を送る会(全学年)【居・絆】 ・クリーン作戦(6年)【環】		・「えべつスマート4Rules(ルール)」再確認(各学年)【絆】	・進級に向けた教育相談	・学校関係者評価公表 ・いじめ対策委員会(後期後半の振り返りと次年度への引継ぎ等) ・学年経営案交流③